

## 1. 特定商取引法の執行に関する「枠組みの再編成」

### (1) 経緯

昭和63(1988)年 訪問販売法に行政処分を創設。国(経済産業省)→都道府県(機関委任事務)  
行政処分の効果は、その都道府県の範囲内のみ及び。

平成12(2000)年 都道府県の行政処分権は自治事務に移行。  
都道府県は行政手続条例に基づき、独自の行政処分基準を設定。

### (2) 被害防止効果の実態

都道府県の行政処分件数は、効果が地域内に止まる→被害防止効果は件数を47で割る必要。

「資料1」3頁の処分件数表で見ると

- ・国の業務停止命令161件、都道府県の業務停止命令313件÷47=6.7件(国の6.7件に相当)
- ・国の指示 134件、都道府県の指示264件÷47=5.6件(国の5.6件に相当)

→業務停止命令では国は都道府県の24倍の効果を上げ、指示も国は都道府県の24倍の効果。

### (3) 他県での被害防止の効果がない

ある県が行政処分した事業者は、他の県でも苦情を発生させているのが実態。証拠固めをして内部決裁を取り行政処分に踏み切っても、その効果が他県に及ばないのは行政資源のムダ。

### (4) 特定商取引法の行政権限の特異性

一般的な行政法は、①一つの都道府県で営業する事業者は、その都道府県が処分権限を持つ。

②複数の都道府県で営業する事業者は、国が処分権限を持つ。

→権限分担は明確であり、行政責任をもつ行政庁は一つ。責任を怠ることは許されない。

しかし、特定商取引法は、国と被害発生地の行政庁(47都道府県、2市(後述岡山県))に権限。  
50の行政庁が処分することができる。→ 誰が処分するのか、の責任が不明確。

### (5) 行政権限の「枠組みの再編成」が必要

①一つの都道府県で営業する事業者は、その都道府県が処分権限を持つ。 } 特定商取引法施行  
②複数の都道府県で営業する事業者は、国が処分権限を持つ。 } 令19条を改正

※ 複数都道府県で営業しているかどうかは、P I O - N E T 端末を見れば判明。

→ ②が主体となるので、消費者庁は経済産業局のネットワークを活用して、被害者聴取・事業者立入調査を行う。執行人員を増強、指定法人(特定商取引法61条、日本産業協会)を活用。

## 2. 食品表示事案における行政庁間の情報共有化

景品表示法違反 → 消費者庁表示対策課・都道府県(生活部局)

J A S 法違反 → 消費者庁、事業者所在地の地方農政局・都道府県(農林部局)

食品衛生法・健康増進法違反 → 事業者所在地の都道府県(保健所)

不正競争防止法違反 → 事業者所在地の警察

消費生活センターが事案を認知した時には、どの法律を適用するかは分からないが、全部に文書連絡するのは困難。1カ所に通報シートを送れば、行政庁が情報を共有する仕組みが必要。

## 3. 都道府県から市町村への権限移譲の再検討

(1) 都道府県の執行権限は、条例により市町村へ移譲されつつある(別紙を参照)。

例・岡山県は、岡山市と倉敷市に特定商取引法の権限を移譲。両市地域には県の権限なし。  
中には、無原則に、市町村が希望すれば権限を移譲する県も発生(まだら分権)。

(2) 事業者規制に関しては、行政権限の性質を勘案しつつ、権限移譲を再検討してはどうか。

県名	条例名	下記条例による法律事務の移譲先 ■は全市町村に、●は市に、▼は一部の市町村(下注)に移譲										
	法律略称：生活二法＝生活関連物資の買占め売惜しみに対する緊急措置法と国民生活安定緊急措置法、消安法＝消費生活用製品安全法 電安法＝電気用品安全法、品表法＝家庭用品品質表示法	景表法	生活二法	消安法	電安法	品表法	計量法	特商法	割販法	薬事法	食衛法	JAS法
北海道	北海道〇〇〇〇部の事務処理の特例に関する条例			■	▼	■				▼		
青森	青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例			▼		▼						
岩手	岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例				▼	▼						
宮城	事務処理の特例に関する条例		▼	■	■	■						■
秋田	市町村への権限移譲の推進に関する条例			■	■	■				▼		
山形	山形県事務処理の特例に関する条例			■	■	■						
福島	福島県〇〇〇〇法に係る事務処理の特例に関する条例											
茨城	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例			▼	▼	▼	▼					
栃木	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例		■	■	■	■						
群馬	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例			■		■	■					
埼玉	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例			▼						▼		▼
千葉	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例			■	■	■	■					
東京	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例				■	■				■	■	
神奈川	事務処理の特例に関する条例			■	▼	■				▼		
新潟	新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例			●	●	●						▼
富山	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例			■	■	■						
石川	石川県事務処理の特例に関する条例				■							
福井	福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例			■		■						
山梨	山梨県事務処理の特例に関する条例				■	■						
長野	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例									▼		
岐阜	岐阜県事務処理の特例に関する条例			■	■	■	●					
静岡	静岡県事務処理の特例に関する条例		■	■	■	■	●			▼		
愛知	愛知県事務処理特例条例			▼	▼	▼	■			▼		
三重	三重県事務処理の特例に関する条例										▼	
滋賀	滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例			■	▼	▼						
京都	京都府事務処理の特例に関する条例											
大阪	大阪府〇〇〇〇行政事務に係る事務処理の特例に関する条例		■	■	▼	■				▼		
兵庫	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例		■	■	■	■	■				▼	
奈良	奈良県事務処理の特例に関する条例											
和歌山	和歌山県事務処理の特例に関する条例											
鳥取	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例							▼				
島根	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例											
岡山	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	▼	▼	▼	●	▼		▼	▼	▼		▼
広島	広島県事務を市町が処理する特例を定める条例											▼
山口	山口県事務処理の特例に関する条例			■		■						
徳島	徳島県事務処理の特例に関する条例			▼	▼	▼						
香川	香川県事務処理の特例に関する条例			▼	▼	▼	▼			▼		
愛媛	愛媛県事務処理の特例に関する条例			■	■	■				▼		
高知	高知県事務処理の特例に関する条例			■		■						
福岡	福岡県事務処理の特例に関する条例											
佐賀	佐賀県事務処理の特例に関する条例				●		●	●				
長崎	長崎県事務処理の特例に関する条例		▼	▼	▼	▼	▼				▼	▼
熊本	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例							▼				
大分	大分県事務処理の特例に関する条例			●		●						
宮崎	宮崎県における事務処理の特例に関する条例											
鹿児島	鹿児島県事務処理の特例に関する条例						●					
沖縄	沖縄県事務処理の特例に関する条例											

▼の内訳。北海道:電安法4市町(稚内・福島・松前・新ひだか) 薬事法4市(札幌・旭川・函館・小樽)。青森:1村(六ヶ所)。岩手:電安法1市(奥州) 品表法6市町村(盛岡・宮古・大船渡・北上・西和賀・普代)。宮城:6市町(岩沼・栗原・松島・富谷・色麻・美里)。秋田:保健所を設置する市。茨城:消安法と品表法は8市(日立・土浦・古河・石岡・取手・つくば・ひたちなか・筑西) 電安法5市(日立・古河・取手・つくば・筑西) 計量法3市(古河・取手・筑西)。埼玉:消安法65市町 計量法2市(春日部・上尾) 薬事法2市(さいたま・川越) JAS法26市町。東京:薬事法(八王子)。神奈川:電安法1市(秦野) 薬事法5市(横浜・川崎・横須賀・藤沢・相模原)。新潟:1市(新潟)。長野:1市(長野)。静岡:2市(静岡・浜松)。愛知:電安法2市町(岩倉・豊山) 薬事法2市(岡崎・豊田) 消安法と品表法は3市(犬山・岩倉・田原)。三重:1市(四日市)。滋賀:電安法11市町(大津・草津・守山・甲賀・野洲・湖南・高島・東近江・米原・甲良・多賀) 品表法は近江八幡を除く市と9町。大阪:電安法2市(堺・枚方) 薬事法1市(大阪)。兵庫:2市(尼崎・西宮)。鳥取:1町(三朝)。岡山:2市(岡山・倉敷)。広島:4市(尾道・福山・三次・大竹)。徳島:消安法と品表法は14市町、電安法は19市町。香川:消安法と電安法と品表法は2市(丸亀・善通寺) 薬事法1市(高松) 計量法1市(善通寺)。愛媛:保健所を設置する市。長崎:計量法16市町 品表法19市町 消安法18市町 生活二法5市町(諫早・大村・西海・雲仙・佐々) 食衛法1市(佐世保) 電安法19市町 JAS法2市(壱岐・西海)。熊本:計量法1市(八代)